

## 補助券の申請から接種までの流れ

本事業を利用する場合は、事前に「**四日市市带状疱疹ワクチン接種費用補助券**」が必要となります。

■補助券申請方法(次の①～③のいずれかで申請してください。)

①市公式ホームページからインターネットによる申請



市公式  
ホームページ

②郵送およびFAXによる申請

郵送先 四日市市役所 健康づくり課  
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 FAX 353-6385




③健康づくり課、各地区市民センター(中部地区除く)、  
市民窓口サービスセンターの窓口での申請

※お電話での申請のお申込みは受け付けておりません。

※お申込みから2週間程度で、補助券を送付します。

※不活化ワクチンの1回目を補助外で接種しており、2回目の補助のみ申請の場合は、  
1回目の接種証明書が必要となりますので、健康づくり課窓口のみでの申請となります。

## ■接種までの流れ

-  1 補助券が届いたら、事前に接種を希望する医療機関にお問い合わせの上、予約等をしてください。  
※医療機関によっては、実施していない場合もあります。  
また県外の医療機関は利用できません。
-  2 予約した接種日には、  
必ず **補助券** **健康保険証** **自己負担金** をお持ちください。
-  3 補助券は**生ワクチン1回分**、**不活化ワクチン2回分**の共用式の補助券となっています。どちらかのワクチンを選択してください。  
※不活化ワクチンを接種した場合は、  
1回目接種後、2回目補助券を、医療機関から返却されます。  
その補助券は2回目に必要となりますので大切に保管してください。

## ■自己負担金の支払い

接種ごとに、自己負担金(医療機関の設定する額から市の補助額を引いた額)を医療機関へ支払ってください。

お問い合わせ先 四日市市成人予防接種専用ダイヤル

TEL 059-340-3350

受付時間/午前8:45～午後5:00(土・日・祝日・12/29～1/3除く)

# たい じょう ほう しん 带状疱疹ワクチン 接種費用補助事業について

- 当事業は、加齢など免疫力の低下により発症頻度が増加する带状疱疹の発症や重症化を予防し、市民の健康づくりを支援するため、带状疱疹ワクチンの接種費用の一部を補助するものです。
- 带状疱疹ワクチンは、現在、国の実施する予防接種法に基づかない、各自の判断で接種する任意の予防接種となります。接種に際しては、かかりつけ医等とご相談し、予防接種による効果や副反応などをご理解のうえで接種の判断をしてください。

## 対象者

四日市市に住民登録のある、接種当日に50歳以上の人で、  
市の実施する带状疱疹ワクチンの補助を一度も利用していない人。

※市の補助は1度限りです。

## 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

※補助券に記載されている有効期限を必ずご確認ください。  
※補助開始前に接種された費用は、補助対象外となります。

## 実施医療機関

带状疱疹ワクチン予防接種を実施している実施医療機関

※必ず事前にお問い合わせください。医療機関によっては実施していない場合があります。  
また県外の医療機関では利用できません。

## 带状疱疹とは

带状疱疹とは、水痘(水ぼうそう)のウイルスが原因で起こる病気です。  
発症すると、体の片側に水疱を伴う発疹が帯状に広がり、痛みを伴うことが多く、  
3～4週間ほど続くなどの症状がでる病気です。症状によっては、点滴や入院での  
治療が必要となることがあります。また、带状疱疹にかかった50歳以上の約2割が  
長期間痛みの残る带状疱疹後神経痛に移行するといわれています。

